

○内閣府、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省 令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第五条第一項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 小泉 龍司

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年^{内閣府、総務省、法務省、}文部科学省、厚生労働省、農林水産省、^{経済産業省、国土交通省、環境省}）の
一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(電磁的記録による保存) 第九十六条の四 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この章において同じ。）に保存をしなければならいとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等) 第九十六条の八 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(電磁的記録による保存) 第九十六条の四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前条各号に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項において同じ。）に保存をしなければならいとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該保存すべき書面の保存が行われたものとみなす。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等) 第九十六条の八 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により行わなけれ</p>

示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行
わなければならない。

ばならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。